

## 大津市災害等対策基本条例 (逐条解説)

### 【条例制定の経緯と特徴】

阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災から4年、今なお、この未曾有の大災害は、記憶に深く刻まれています。最近では、御嶽山の噴火をはじめ、局地的な集中豪雨に起因する災害が多発し、大きな被害をもたらしています。本市においても、平成24年の南部地域の集中豪雨、平成25年の台風18号による災害が発生しています。

私たちは、これらの災害に直面し、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさを痛感し、身近に起こり得る非常事態として認識を新たにしたところです。

本市では、平成22年3月に、市の防災対策のほか、市民や事業者の皆さんが自分たちのまちを守るために何をすべきかを定めた「大津市防災対策推進条例」を制定し、災害に強いまちづくりを目指してきました。

しかしながら、先に述べたとおり、近年多発する集中豪雨などによる自然災害への対応のほか、大規模事故などのリスクに対する危機管理や被害を少なくする減災の考え方が必要となってきました。

災害が発生した時には、行政による「公助」はもちろん、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で支えあう「共助」が大きな力となります。それぞれがその責務と役割を理解し、相互に連携して取り組むことが重要です。

この条例は、予防から復旧、復興、さらにはまちづくり、被災地支援まで広範囲にわたって取り組むべき事項を総合的に明記しています。その特徴は、まず平成26年3月に議会が策定した議会BCP（業務継続計画）を踏まえて、議会の責務等を明記し、「議会の関係性」を明確化したところです。次に、大規模な事故や新型インフルエンザ等の感染症などのリスクに対する「危機管理」や被害の未然防止に加えて被害を少なくする「減災の考え方」を新たに加えたところです。さらに「男女の特性や能力を生かす観点」について条例の基本的な考え方としたことです。また、これまでの災害の検証や教訓から、防災教育の充実、防災リーダー等の人材育成の充実・強化により、地域防災力の更なる向上を図るところです。

いつ何時、いかなる災害に見舞われるか予測することは極めて困難です。しかし、災害に備え被害を防ぎ、低減することは可能です。私たちは、自助、共助、公助の基本理念のもとに、これまでの取組みに加えて、市民、事業者、市及び議会が一体となって災害や危機に立ちむかう決意、さらには、それらの協働による地域防災力の向上をもって、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、この条例を定めるものです。

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 予防対策（第9条—第17条）

第3章 応急措置及び復旧対策（第18条—第21条）

第4章 復興対策（第22条—第24条）

第5章 災害及び危機に強いまちづくりの推進（第25条—第29条）

第6章 他の被災地支援等（第30条・第31条）

第7章 補則（第32条—第36条）

### 附則

私たちの生活する大津市は、恵まれた自然環境の下、古来から多くの人々が居住し、数多くの文化財や遺跡等が集積している地域である。一方でこの豊かな自然は予期せぬ地震や風水害をもたらし、寛文近江・若狭地震では、家屋の倒壊、水没等多くの被害を出したことが記録される等、大規模災害と決して無縁ではない。

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、一瞬にして多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらした。また、近年の台風等による記録的な大雨や局地的な集中豪雨等による災害は、全国各地で多くの被害をもたらしている。本市においても、平成24年の南部地域の集中豪雨と平成25年の台風第18号による災害は、記憶に新しい。

私たちは、これら頻発する災害に直面し、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさを痛感し、身近に起こり得る非常事態として認識するとともに、自分の身は自分で守ることや助け合い、支え合いの協力体制の重要性、さらには、これまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害を未然に防ぐことだけでなく被害を少なくするという減災の重要性を改めて確認したところである。

いつ何時、いかなる災害に見舞われるか予測することは極めて困難である。このことは、災害のみならず大規模な事故等の危機も同様であり、市民生活の安全と安心を脅かしている。

災害や危機は避けることはできないが、これらからの被害を防いだり、低減したりすることは可能である。市民の生命、身体及び財産を災害や危機から守るため、これまでの防災の取組に加えて、減災と危機管理に対する意識の高揚を図り、災害や危機が起こっても被害を最小限にとどめる防災対策と危機管理の取組を推進する必要がある。

ここに、私たちは、行政による公助はもとより、自らのことは自らで守る自助、身近な地域で支えあう共助の理念を念頭に、市民、事業者、市及び議会が一体となって災害と危機に立ち向かう決意を明確に示すとともに、それぞれの責務や役割を十分に理解し、その協働により地域防災力の更なる向上を図り、災害と危機に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

#### 【解説】

前文においては、この条例を制定することになった背景からこの条例が目指す大津市の姿について明記しています。大津市を取り巻く歴史的な出来事から全国各地で頻発する災害の状況、その災害の経験と検証から見えてくる災害対応への新たな視点や考え方、加えて、自然災害のほかにも大規模な事故など危機に対する備えや対策が必要であること、そして、市民、事業者、市そして議会が一体となって災害と危機に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるための基本となる理念と決意を示すものです。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、防災対策及び危機管理に関する基本となる理念を定め、災害及び危機に関する予防、応急措置及び復旧並びに復興の各段階における市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにするとともに、それぞれが個々に又は連携して推進すべき防災対策及び危機管理の基本となる事項を定めることにより、災害及び危機から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に軽減し、災害及び危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

#### 【解説】

この条例は、災害と危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを目的とします。その目的を果たすため、基本となる理念を定めるとともに、市民、事業者、市そして議会が果たすべき責務と役割を明確にし、予防から復旧・復興、更には復興の段階で個々に又は連携して行うべき基本的事項を定めています。

#### (定義)

第2条 この条例での用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、暴風、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。
- (4) 防災対策 防災及び減災のために行う対策をいう。
- (5) 危機 市民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがある事故又は事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (6) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処し、又は対応することをいう。
- (7) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (8) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (9) 要配慮者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、何らかの配慮が必要とされる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等をいう。
- (10) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動等を行うため、市民が自発的に結成する団体をいう。

#### 【解説】

この条例における用語の定義を定めています。特に(1)の災害は、地震や豪雨などの自然災害に起因する被害を想定しています。(5)の危機は、自然災害に相当する程度の被害が生じる事故又は事態として、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザなどの感染症や大規模な火災・爆発などの大規模事故などを想定しています。(大規模テロや弾道ミサイルなどによる攻撃などは想定していません。)

このたびの条例は、自然災害に加えて、危機も対象に加えたところが特徴です。

(基本理念)

第3条 防災対策及び危機管理は、市民が自らのことは自らで守る自助及び身近な地域で支え合う共助をそれぞれに高めつつ、市が市民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として総合的な視点で実施されなければならない。

2 防災対策及び危機管理は、市民、事業者、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を果たし、それぞれが持てる能力を生かし、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

3 防災対策及び危機管理は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性及び能力を十分に理解し、それらを発揮する中で実施されなければならない。

#### 【解説】

防災対策と危機管理を実行する上における基本理念として、次の3点を定めるものです。なお③については、これまでの災害の検証（特に避難所・避難場所における運営）に加えて、関係団体との意見交換などにより、新たな観点として加えたものです。

① 自助、共助、公助の基本理念に基づき、総合的な視点で実施すること。

② 市民、事業者、市と議会は、責務と役割を果たすとともに、その能力を生かし、相互に連携・協力して実施すること。

③ 男女共同参画の考えのもと、それぞれの個性と能力を理解して実施すること。

（地域防災計画への反映）

第4条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定により設置された大津市防災会議は、同法第42条第1項の規定により作成された大津市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を尊重し、及び反映させるものとする。

#### 【解説】

この条文は、大津市地域防災計画の修正に、条例の趣旨や考え方が反映されるよう定めるものです。これにより、地域防災計画の内容と、条例が目指すまちづくりや防災対策・危機管理の施策展開との整合性が図られ、地域防災計画の実効性が高まると考えます。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄そ

の他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

#### 【解説】

市民の責務として、市民には、災害や危機に備え情報の収集や食糧の備蓄をはじめとする自らが行える自助の取組と、自主防災組織への参加など地域の一員として、共に連携・協力する共助の取組みを求めるものです。加えて、公助の担い手である市の実施する施策に協力することを求めるものです。

#### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的責任を自覚し、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画を作成し、その事業所の利用者及び従業員等の安全の確保並びに事業の継続に努めなければならない。

2 事業者は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

#### 【解説】

事業者の責務として、事業者には、社会的責任を踏まえていただき、利用者や従業員などの安全確保と迅速な事業再開に資するために業務継続計画の作成を求めるものです。加えて、公助の担い手である市の実施する施策に協力することを求めるものです。

#### （市の責務）

第7条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、災害又は危機の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるために必要な事項を定めた計画を作成するものとする。

3 市は、防災対策及び危機管理が円滑に実施できる体制を確保するため、自主防災組織の充実及び災害ボランティア（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、

個人又は団体が自発的に行う被災者等の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動を行う者をいう。以下同じ。)等が活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

4 市は、職員が災害及び危機に備え迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を通じ、防災対策及び危機管理に関する職務の習熟並びに危機意識のより一層の高揚を図るものとする。

5 市は、市民一人一人が居住する地域において、自らの安全を確保するために行う自助の取組が積極的に推進されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、市は、防災対策及び危機管理の実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

#### 【解説】

市の責務として、次に掲げる事項を定めます。

- ① 公助の担い手として災害や危機に対し、迅速かつ組織的に対応するための基本計画の策定とその対応に必要となる体制を整備すること。また、施策の展開においては計画的かつ総合的に実施すること。
- ② 市の業務継続計画を策定すること。
- ③ 災害対策などがより円滑に実施されるように、自主防災組織を充実することや、災害ボランティア等が活動を行いやすい環境整備を図ること。
- ④ 災害時に的確な業務遂行ができるように、職員の育成を図ること。
- ⑤ 市民の自助の取組みを支援できる環境整備を図ること。
- ⑥ 市民をはじめ、国や他の自治体などとの連携と協力を図ること。

(議会の責務)

第8条 議会は、災害又は危機が発生した場合においても、迅速な意思決定、多様な市民ニーズの反映その他の議会として権能を適切に果たすために必要となる事項を定めた計画（以下「市議会業務継続計画」という。）に基づき、適切な対応をとらなければならない。

2 議会は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守るため、防災及び減災並びに危機管理に関する調査及び研究を行い、市の防災対策及び危機管理への提言を行わなければならない。

- 3 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策及び危機管理における執行の監視及び評価に努めるとともに、被災状況の把握及び市民に対する情報発信に努めなければならない。

#### 【解説】

二元代表制の一翼を担う議会の責務として、次の3点を定めます。

- ① 平成26年3月に策定した市議会業務継続計画※を踏まえ、当該計画に基づき議会・議員として適切な対応をとること。
- ② 防災や減災、危機管理について調査・研究を行い、その結果や検証を踏まえて市の防災対策に対し、提言を行うこと。
- ③ 国や県の動向を注視し、市が実施する防災対策や危機管理に対し、その対応が適切なものがどうか監視・評価を行うとともに、情報収集や情報発信に努めること。

#### ※市議会業務継続計画（議会BCP）

**平成26年3月策定 大規模災害などの非常時においても、議会の権能を適切に果たすために、議会として行うべき役割や行動方針、必要な組織体制、議員の行動基準などを定めた計画です。**

#### 第2章 予防対策

（市民の災害及び危機への備え）

第9条 市民は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- （1）防災及び減災並びに危機管理に関する知識及び技術の習得
- （2）救急救命に関する知識及び技術の習得
- （3）自らが持つ災害に関する経験及び教訓並びに先人からの災害に関する伝承の後世への継承

2 市民は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- （1）自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- （2）地震による家具等の転倒を防止するための措置



(3) その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

**【解説】**

災害や危機への対策においては、予防策としてあらかじめ備えることは非常に重要です。災害などの非常時に迅速に的確な対応を行うためには、平常時から防災意識をもち、そのための取組みを進めることが必要です。市民の備えとして、ソフト・ハードの両面わたり、次の事項の取組みを求めるものです。

(1) ソフト面として

- ① 防災や減災などについて知識や技術を習得すること。
- ② 救急救命の知識や技術を習得すること。
- ③ 自らの災害の経験や教訓、さらには先人からの伝承を後世に伝えること。

(2) ハード面として

- ① 所有する建築物の耐震性を確認し、耐震補強を図ること。
- ② 家具などが転倒しないよう措置を行うこと。
- ③ その他自らが管理する施設の安全の確認を行うこと。

(事業者の災害及び危機への備え)

第10条 事業者は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 従業員等に対する防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練

(2) 従業員等の防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得

2 事業者は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

(1) 自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強

(2) 自ら所有し、又は管理する建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置

(3) その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

**【解説】**

災害や危機への対策においては、予防策としてあらかじめ備えることは非常に重要です。

事業者には、従業員等の安全を確保することや、所有する建築物の安全確保が求められます。事業者の備えとして、ソフト・ハードの両面わたり、次の事項の取組みを求めるものです。

(1) ソフト面として

- ① 従業員などを対象とする研修会や訓練を実施すること。
- ② 従業員などの防災対策や危機管理の知識と技術の習得を図ること。

(2) ハード面として

- ① 所有する建築物の耐震性を確認し、耐震補強を図ること。
- ② 所有又は管理する建物の窓ガラスやタイル、広告物が落下しないよう措置を行うこと。
- ③ その他自らが管理する施設の安全の確認を行うこと。

(市の災害及び危機への備え)

第11条 市は、市民、自主防災組織等が災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民及び事業者に対する防災及び減災並びに危機管理に関する知識の普及及び啓発並びに教育等の充実
- (2) 消防団、自主防災組織、災害ボランティア等への市民の加入又は参加の促進並びにこれらの育成及び支援

2 市は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市の管理する施設の耐震性の強化及び避難所として活用する施設の安全性の確保
- (2) 住宅、事業所等の建築物の耐震性を確保するための適正な指導及び相談並びに技術面からの支援
- (3) 建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置に関する知識の啓発
- (4) 道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等の転倒防止措置等に関する啓発
- (5) 大学、研究機関等と連携した災害及び危機に強いまちづくりに関する調査及び研究の推進

**【解説】**

災害や危機への対策においては、予防策としてあらかじめ備えることは非常に重要です。市は公助の担い手として、自らが管理する施設の適正管理はもとより、市民や事業者の対策

に対し、指導や支援を行うことが必要です。市としては、次の事項の取組みを行うものです。

- ① 市民や事業者に対して知識の普及と啓発を図るとともに、防災教育の充実を図ること。
- ② 消防団や自主防災組織、災害ボランティア等への市民の加入や参加の促進を図るとともに、これらの育成と支援を図ること。
- ③ 市の管理する施設の耐震性の強化、避難所として活用する施設の安全性の確保を図ること。
- ④ 民間の建築物の耐震性を確保するための指導、相談、技術面からの支援を図ること。
- ⑤ 建築物などからの落下を防止するための知識の啓発を図ること。
- ⑥ ブロック塀や自動販売機などの転倒を防止するための啓発を図ること。
- ⑦ 大学などと連携し、災害と危機に強いまちづくりの調査・研究を推進すること。

(議会の災害及び危機への備え)

第12条 議会は、議員自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、市議会業務継続計画に基づき、防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を実施し、防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

#### 【解説】

災害や危機への対策においては、予防策としてあらかじめ備えることは非常に重要です。二元代表制の一翼を担う議会には、市の防災対策などを監視・評価する役割があります。そのためには、議員自らが災害対応の能力や知識をもつことが求められます。議員は、市議会業務継続計画に基づき、研修会や訓練を実施し、知識と技術の習得に努める必要があります。

(情報の収集、提供等)

第13条 市は、災害又は危機が発生した時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を市民、自主防災組織及び事業者に提供するものとする。

2 市は、市民、自主防災組織及び事業者への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情等を踏まえ、複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせる等、災害及び危機に強い総合的な情報伝達システムの構築に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、災害又は危機が発生した時に備え、災害及び危機に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めなければならない。

## 【解説】

災害などの非常時においては、その情報が判断や行動の基準となります。気象に係る予報や警報、建物の被害状況や交通情報、避難の情報などは自らの安全確保を図る上で最も重要な判断材料であることを踏まえ、情報の収集や提供について、次のとおり定めます

- ① 市においては、平常時からハザードマップなどの必要な情報について、市民や自主防災組織、事業者提供すること。
- ② 市においては、南北に細長い市域や山間部などの地域性を踏まえ、全ての地域において確実かつ迅速な情報伝達を確保できるよう、総合的な情報伝達システムの構築に努めること。
- ③ 市民と事業者においては、迅速かつ適切に対応できるよう、自らも積極的に情報収集に努めること。

## (避難)

第14条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。

2 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めなければならない。

## 【解説】

自らの安全を確保する上においては、先を見越した迅速な行動が大切です。そのため、市民においては、災害情報に留意し、危険であると判断したときには、速やかに自主的に避難するとともに、市や関係機関などから避難に係る情報の発令があった時には、速やかにこれに応じて避難することが必要です。なお、避難を円滑に行うためにも、平常時からの避難場所や経路の確認が重要となります。

## (要配慮者等に係る対策等)

第15条 市民、自主防災組織、事業者及び市は、災害又は危機が発生した時に備え、避難行動要支援者に配慮した対策を講ずるものとする。

- 2 市、市民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の協力の下、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるとともに、当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 3 避難所となる施設を管理する者は、要配慮者の使用を考慮した施設の整備に努めるものとする。
- 4 避難行動要支援者の支援に従事する者又は従事した者は、当該避難行動要支援者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

#### 【解説】

高齢者をはじめ障害者や妊婦、乳幼児などの要配慮者は、災害や危機が発生した時には、身体的、体力的な理由などにより速やかな行動が難しいことから、何らかの配慮が必要です。また、その中でも自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）には、円滑で迅速な避難のため特に支援が必要です。そのようなことから、要配慮者などに対する対策として、次の事項について定めるものです。

- ① 市民、自主防災組織、事業者と市は、災害などの発生に備え、避難行動要支援者に配慮した対策を行うこと。
- ② 市、市民と自主防災組織は、避難行動要支援者の協力の下に、支援に必要となる情報収集に努めるとともに、その支援体制の整備に努めること。
- ③ 避難所の管理者は、要配慮者が使用することを前提とした施設整備に努めること。
- ④ 個人情報の保護の観点から、避難行動要支援の支援に従事する者又は従事した者は、その知りえた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で使用しないこと。

（孤立地区対策の推進）

第16条 市は、孤立地区（災害又は危機によって交通が途絶する地区をいう。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達の手段を確保するとともに、物資の備蓄その他地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

#### 【解説】

大津市は、南北に45キロメートル・東西に20キロメートルと細長く、琵琶湖と山林に囲まれるという市域の特徴により、災害の発生場所や規模によっては、交通が途絶する孤立地区

が生じることがあります。事実、これまでも孤立地区となった地域もあり、この反省を踏まえ、孤立地区における対策の推進を図るものです。

(文化財の保護)

第17条 市は、平常時から市民、自主防災組織、事業者、国、県、文化財所有者及び専門家と連携し、文化財を災害及び危機から守るための体制の整備に努めるものとする。

#### 【解説】

大津市は、京都、奈良について多くの文化財を有しております。市民や自主防災組織、文化財の所有者や専門家などと連携し、これらの文化財を守るため、その体制の整備に努めるものです。

### 第3章 応急措置及び復旧対策

(応急措置等)

第18条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、速やかに当該災害又は危機に対する応急復旧活動を行うための体制を確立し、市民、自主防災組織及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講ずるものとする。

2 市民、自主防災組織、事業者及び災害ボランティア等は、災害又は危機が発生した場合においては、相互に連携し、かつ、補完し、次に掲げる事項その他必要な処置の実施に努めなければならない。

- (1) 災害又は危機に係る情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送等
- (4) 避難行動要支援者の避難支援
- (5) 避難者の誘導
- (6) 避難所の運営協力
- (7) 給食及び給水活動
- (8) 建築物及び宅地の応急危険度判定への協力

#### 【解説】

災害や危機が発生した場合に、初期対応（応急復旧活動）が迅速かつ円滑に実施されることで被害は大きく縮小されます。公助として市が、自助・共助として市民や事業者が、それぞれの役割を踏まえて、また、相互に連携する中で行うべきことを次のとおり定めるものです。

- ① 市は、速やかに応急復旧活動を行う体制を確立し、市民や自主防災組織、事業者の協力を得て、国・県・防災関係機関とともに必要な措置を実施すること。
- ② 市民、自主防災組織、事業者及び災害ボランティアなどは、相互に連携し、また、補完する中で、災害情報の収集や伝達をはじめ、出火の防止と初期消火、負傷者の救出、避難者の誘導など、自らが実施できことに努めること。

（避難所の運営等）

第19条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

2 避難所の生活環境は、要配慮者に対しより安全で安心したものとなるよう、きめこまやかな配慮に努められなければならない。

#### 【解説】

避難所には、老若男女が地域から避難してきますが、その避難の形態は一様ではありません。予防的に自らの安全を確保するために避難する人から、実際に家族を失った人や家が被災した人など、その要因や緊急度、さらには避難してくる人の身体的又は精神的な状態も様々です。また、避難の期間も、被災・被害の程度により短期から長期にわたることもあります。そのように中での避難所の運営においては、避難した者は、相互に助け合い、協力して円滑な運営に努める必要がありますし、避難所の生活環境は、高齢者や障害者などの要配慮者に対し、より安全で安心したものとなるよう、きめこまやかな配慮に努める必要があります。

（緊急輸送の確保）

第20条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるも

のとする。

- 2 市民及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用を自粛するよう努めなければならない。

#### 【解説】

災害や危機が発生した場合に、消火や被災者の救難・救助その他の応急対策を的確に実施するためには、緊急輸送の確保が必要となります。そのために、市においては車両の調達に関し対策を行うとともに、国や関係団体との調整を行うこと。市民や事業者においては、市の応急対策などが的確かつ円滑に行われるように、車両の通行規制や交通規制を遵守するとともに、緊急車両の通行を妨げないように、自らの車両の使用の自粛に努めることを定めるものです。

(災害ボランティア活動への支援)

- 第21条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、災害ボランティアによる被災者への円滑な支援活動の実施を支援するため、活動拠点の提供、情報の共有等に努めるものとする。

#### 【解説】

被災者への支援は、行政による支援に加えて災害ボランティアの活動に期待するところは大きく、また、現実としても災害ボランティアが実施してきた支援活動は、大きな成果を収めています。市は、災害ボランティアによる円滑な支援活動を支援するために、活動拠点の提供や情報の共有などに努めます。

### 第4章 復興対策

(市の復興対策)

- 第22条 市は、災害又は危機により市内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努めなければならない。



- 2 市は、前項の場合には、円滑な市民生活の再建及び被災地の復興を図るため災害復興計画を策定し、その対策を講ずるものとする。
- 3 市は、前項の災害復興計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 【解説】

災害や危機により市内に甚大な被害が生じたときには、市は、国・県をはじめ、防災関係機関や自主防災組織などと協力し、被災地の復興にあたらなければなりません。そのため、市は円滑な市民生活の再建と被災地の復興を図るため災害復興計画を定めるものとします。また、当該復興計画の策定においては、将来の大津市のまちづくりの方向性を定める重要な計画であることを踏まえ、あらかじめ市民の意見を反映する措置を講ずることを定めるものです。

(議会の復興対策等)

- 第23条 議会は、前条第2項に規定する災害復興計画について、将来のまちづくりの方向性を定めるその重要性に鑑み、迅速かつ慎重な審議を行うため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

#### 【解説】

議会の復興対策として、市が災害復興計画を策定するにおいては、その計画の重要性に鑑み、迅速かつ慎重な審議を行うため必要な措置を講ずるものとします。また、議会は、市・国・県に対して災害復旧の推進と支援活動の実施を働きかけ、復旧と復興に努めることとします。

**⇒ 議会は、この規定に基づき、地方自治法第96条第2項の規定により災害復興計画を議会の議決事件に追加し、議会の審議・議決の対象とします。(大津市議会会議条例第6条の2)**

(市民、自主防災組織及び事業者の復興対策)

第24条 市民、自主防災組織及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

2 市民、自主防災組織及び事業者は、市の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

#### 【解説】

復興は、行政だけで決して進むものではありません。復興対策は、市民、自主防災組織、事業者が相互に協力し、生活や事業の速やかな再建と被災地の復興に努めることが求められ、また、そのためにも市が行う復興対策への協力を定めるものです。

#### 第5章 災害及び危機に強いまちづくりの推進

(自主防災活動の推進)

第25条 市は、市民及び自主防災組織の自主防災活動を推進し、及び育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

2 市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

#### 【解説】

地域防災力の向上を図るためには、市民や自主防災組織などによる自主防災活動の推進は、極めて重要です。この自主防災活動は、地域の実情や特性を踏まえ中で、市民の主体的な取り組みを通して連帯感や助け合いの精神も醸成されるものであり、その推進に当たり、次の事項を定めます。

- ① 市においては、その組織の育成のために必要な支援や協力を行うこと。
- ② 市民においては、その活動に積極的に参加し、又は協力を努めること。
- ③ 事業者においては、その活動に協力すること。

(人材の育成等)

第26条 市は、市民への災害及び危機に対する意識啓発をはじめ、自主防災組織、災害ボラ

ンティア等による防災活動が効果的に行われるよう、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切に指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）及び防災士（自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識並びに一定の知識及び技術を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した者をいう。）（以下これらを「防災リーダー等」という。）の育成に努めるものとする。

- 2 市は、防災リーダー等の育成とともに、防災リーダー等の存在、役割、活動状況等を広く市民に周知し、防災リーダー等の位置付け及び立場の明確化に努めるものとする。

#### 【解説】

地域防災力の向上を図るためには、平常時から防災訓練などに積極的に参加するなど、防災意識の向上に努めるとともに、相互に助け合う協力体制を構築することが必要です。また、一旦、災害や危機が発生したときには、自発的な消火や救出などの防災活動が、その後の被害程度を大きく左右することから、自主防災組織の果たす役割は非常に重要であり、その活動などを適切に指導し、率先して行動できる人材の育成は欠かせません。市においては、自主防災組織の強化に向け、防災士や防災リーダーの養成・育成に努めているところですが、その位置づけが不明瞭であったり、市民への周知が不足している状況を踏まえ、更なる育成指導と周知に努めるものです。

（事業者等との応援協定）

- 第27条 市は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施行等の対策が的確かつ迅速に実施できるよう、あらかじめ他の地方公共団体、事業者等との応援協定の締結を推進するものとする。

#### 【解説】

市では、これまでも民間の情報通信事業者と「災害情報の発信等に関する協定」や消防車両を保有する事業者と「災害活動に関する協定」、大型宿泊施設と「消防活動支援協定」を締結しているところですが、更に、災害や危機の発生に備え、他の自治体や事業者などと応援協定の締結を推進するものです。

(防災教育等の充実)

第28条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校、保育所又は認定こども園の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を継続して実施するものとする。

#### 【解説】

次世代を担う人材育成として、市では防災教育について、これまでも学校関係者などに積極的に協力を求め、避難所運営・宿泊体験訓練や応急手当実施者の養成など、幼年期から知識や技術が習得できる体制の構築に努めています。また、東日本大震災の教訓から防災教育の必要性と継続性はより明確となったところです。市をはじめ学校関係者においては、引き続き、防災教育への取組みを求めるものです。

(ライフラインの維持)

第29条 電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

#### 【解説】

電気やガス、上下水道、通信又は鉄道が被災した場合には、市民の日常生活や事業活動に与えるダメージは非常に大きく、社会的にも多大な影響が生じるものと考えられ、その社会的責任の重要性を踏まえて、当該事業を行う者については予防策としての取組みと、一旦災害が生じた場合においても被害の発生・拡大を防ぎ、早期の復旧に努めることを求めるものです。

(被災地等の支援)

第30条 市は、必要に応じ、災害又は危機により甚大な被害を受けた他の地方公共団体の被災地及び被災者の支援に努めるものとする。

**【解説】**

他の自治体などへの支援については、市域が甚大は被害を受ける状況においては、自らの災害対応で他の自治体の支援は困難ですが、その他の場合においては、甚大な被害を受けた被災地や被災者の支援に努めるものとします。

(帰宅困難者の支援)

第31条 市及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、帰宅困難者（災害又は危機によって帰宅等が困難になった者をいう。）の円滑な帰宅又は避難を支援するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

**【解説】**

災害や危機が発生した場合には、公共交通機関の乱れや道路の損傷などから、市民にとっては自宅への帰宅が、旅行者などにとっては宿泊地などの目的地に到着することが困難になることが予想されます。市や事業者においては、これら帰宅困難者に対して円滑な帰宅や避難のために、情報や飲食物の提供、避難場所の確保など必要な対策を講ずるよう努めるものです。

第7章 補則

(職員の退避基準)

第32条 市は、防災対策及び危機管理に従事する職員の身体及び生命の安全確保を図るため、災害及び危機の現場で活動する職員の退避に関する基準をあらかじめ定めるものとする。

**【解説】**

災害現場における救命・救急活動や、被災家屋の復旧などは、常に二次災害などの危険をはらんでいます。しかし、懸命に救援活動に従事する状況下では、自らの安全確保がおろそかになります。このことを踏まえて、職員の身体・生命の安全確保を図るために、「退避」

の基準について定めるものです。

(表彰)

第33条 市は、地域における防災活動等に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰することができるものとする。

【解説】

地域防災力の更なる向上においては、地域の自主的な取組みが重要です。地域での先駆的・継続的な防災活動の取組みに対して、個人や団体を対象にその功績を表彰するものです。この表彰を通して防災への関心を高め、啓発活動を推進するものです。

(おおつ防災の日)

第34条 市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。

2 おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。

3 市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

【解説】

広く市民が防災や減災、危機に関して理解や関心を深めるよう、おおつ防災の日を設け、啓発活動などを実施することを定めるものです。

(財政上の措置)

第35条 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

防災対策や危機管理に関する施策を推進する上においては、財政的な裏づけが必要となります。厳しい行財政環境の下ではありますが、市民の身体と生命を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のため、必要な財政上の措置を講ずることを定めます。

(検討)

第36条 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

**【解説】**

本市を取り巻く環境や社会情勢は変化をします。また、災害や危機への対策も進化をします。条例施行後3年を目途として、条例の運用実績などを勘案し、検証する中で条例の改正やその他の必要な措置を行い、常に時代に適応した条例となるよう努めるものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(大津市防災対策推進条例の廃止)
- 2 大津市防災対策推進条例（平成22年条例第2号）は、廃止する。

**【解説】**

この条例の施行は、平成27年4月1日とします。また、平成22年に制定した大津市防災対策推進条例については、廃止をします。